



國政研究會

比例代表法ノ研究
比例代表法ニ對スル賛否兩論 第五輯

昭和八年六月

中
國
農
立
文
庫



比例代表の研究 第五輯

昭和八年六月

比例代表に對する賛否兩論

國政研究會

6376

注意事項

- 資料は大切に扱ひましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代償を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272)33008番

比例代表に對する賛否兩論

目次

反對論

理論上の論点

一 比例代表は多数決主義に反す。

辯駁

多数者にも多数者の地位を認めると共に少数者にも其地位を認めらるものにて、真の多数政を行はしむるものなり。

二 小黨分立の結果、政局の不安を致し、政黨内閣政の運用に害あり。

常に政黨間の妥協を起し、醜惡關係を生ず。

辯 駁

改組各國に於ける小黨分立は必ずしも本法施行の結果にあらす。

多数の國が小黨分立の下に聯立内閣よりは普選と民衆の自覺と國政の複雑なる結果でもある。

絶對多数と強固なる内閣を望むれば、伊露の如く單一政黨に若くなり、但之は立憲政考の否定なり。

真にニ大政黨主義を要望するならば、比例代表の下に於ても行せらべし。

絶對多数黨の得票が他の黨派の合計得票より少なきか如き矛盾なり。

單一政黨の絶對多数は弊害を多からしむる危険あり。

小黨分立と獨裁政治

小黨分立と獨裁政治

伊國ロシア法相の小黨分立に関する意見

三 實際に於て少数者の意見と雖も、國家として望まらざるものあり。

辯 駁

此は選舉の實際を無視したる説なり。

普選施行せる以上各種の意見を代表せしむるは當然なり。

四 比例代表によるも各種の意見が比例制に議會に反映するものにあらす。

比例代表法は必ずしも小黨分立を來すとは考へらばず、普選の結果、自然發生したるか、漸定は困難なり。

比例代表に依り各種の意見を議會に代表せしめんとは詭弁なり。

二六

議會は國民の自由意思の縮圖なり。比例代表に依り、之を描くと云ふも不可能なり。

二七

黨派別得票が数学的に當選者の数に比例せしめんと云ふ理由なり。

二七

辯 駁

此の批難は代議政治の缺点なり。然るに比例代表法の欠点ならず。

二八

比例代表は公民の意思を比較所良く反映せしむ。

二八

五 名簿式は憲法三十五條に違反す。

二九

辯 駁

此の批難は無競争當選制度も同一なるべし。

三〇

現行無投票制度採用の理由と同じ。

三〇

六 時期尚早論。

三一

二 大政黨と全く相容れざる第三黨出現し大政黨となる迄は不法採用の必要なし。

三一

實際上の論点

一 必ずしも比例的に代表せられず。

三五

辯 駁

① 他、選挙制度よりは比例的に代表す。

三五

② 結果が数学的に精確に比例的ならざるを理由として反對するは不當なり。

三六

二 比例的代表を得る目的に反對。

三七

辯 駁

此の議論は議會政を否認すること、なる。

三 議員と選挙人の連絡を欠き、又選擇の自由を害す。

辯 駁

三八
三九

區制の問題は法の良否にあらず。

四 手續複雑に過ぐ。

辯 駁

四一
四四

開票後當選確定迄時間を要するのみ。

手續複雑は選挙係官の問題のみ。

時間も一日又は二日に過ぎず。

選挙の公正なる結果を得るには多少の労力と時間を

要するは非難すべきにあらず。

五 選挙費の増加を來す。

辯 駁

四六
四七

區制の問題なり、更に大選區とするも必ずしも費用を増加せず。

選挙費は却つて減少すべし。

六 補欠選挙の困難及補欠選挙は比例代表法によらず多数主

義によらぬ。

辯 駁

四八
四八
四九

區制に對する問題なり、補充議員を設くるも可なり。

英國の補欠選挙と精神が異なる。故廢除するもよし。

七 棄権率増加す。

辯 駁

五〇
五一
五二

棄権者増加の憂なり。

八 政黨の分野を固定せしめ、政界を沈滞す。

辯 駁

五三
五三

白國の例は多数代表法の下に同一の結果を來すべし。

五四

九 政黨幹部專制とむら。

五五

辯 駁

政黨幹部の專横は選舉人を拘束し得ざる結果を來す。

五五

一〇 政黨を破壊し院内團體の間に政治取引を發生せしめ腐敗を來す。

五六

辯 駁

英國等に於ける事實より見て其虞なし。

五七

一一 名簿式口選舉の自由公正を害す故に断然排斥すべし。

五八

比例代表に對する賛否両論

反對論

理論上の論点

二 比例代表法は所謂多數決主義を捨てたものである。

多數代表法並に少數代表法に於ては、一の選舉區に於ける議員の全部を専ら其選舉區に於ける選舉人の多數が決定することに於る。此方法は明白に多數決主義の支配下にある。然るに比例代表法は一定の當選標準数を基礎とし、此標準数に應じて各政黨間の議席を分配するもので、標準は比較的不特定多數でなくして其一定数である。故に所謂多數決主義を捨てたものである。

比例代表は
多數決主義に
反する。

Ersmein, Éléments de droit constitutionnelle.

Mons. Staub, Zum Proporz.

多数者に
も多数者
の地位を認
むると共に、
少数者にも
其地位を認
むるものに
て、眞の多
数政治を行
はしむるもの
なり

辯駁

比例代表法は多数政治の原則を全く破壊しやうと云ふのではない。多数者に多数者としての正當なる地位を認めると共に、少数者にも正當なる地位を認め、眞の多数政治を行ふことを目的とするものである。多数が支配する代りに少数に支配せしめるのではなくして、多数の支配を認め乍ら、少数党が少数党として行ふ作用も有効に学ばしめやうと云ふに外ならない。實質的には少も多数決主義に反するものでないのみならず、却って眞の多数政治を行ふことを其の主眼とするものである。

比例代表法の下に於ても、多数は當然に多数であるし、少数は當然に少数である。而して立法は議會主義の行はるる限り、此多数の手によつて行はるのであって、決して少数の手

によつて行はるるのではない。故に比例代表法が多数政治の原則を無視する如く考へるのは全然誤つた見解である。

森口繁治博士

「比例代表法の研究」

小党分立の結果、政局の不安を致し、政党内閣政治の運用に害あり

二、比例代表法は小党分立の結果を來し、従つて政党内閣政治の運用に有害であり、政局を不安に導き或は之を不可能にする虞がある。

比例代表法は民衆的要求に従ひ、各選挙人に成りへく平等の地位を認め、選挙人の意思を成りへく公平に議會に反映せしめやうとするのであるから、その目的が完全に達せられれば、理論上議會の分野は種々の意見を代表する黨派に小分されると云ふ結果にはなるは當然の歸結である。従つて議會には数多の小黨が分立して過半数を占むる多数黨がはじりなかりかとも知れない。假に多数黨が出

常に政黨間の妥協を起し醜態を關係を生ず

來ても、それは絶対多数黨とはなり得ないであらうから、その支持によつて立つ政府は常に他の黨派の鼻息とうかがふことになり、強く正しい政治を行ふは困難となり、議會の力を弱くし、又立法権を去勢し無秩序となる。一方に於ては政黨間の妥協が行はれ、これに附隨して醜惡なる關係も生じ、易くなる。

G. Meyer, Das Parlamentarische Wahlrecht.

Humpheys, op. cit. Gibson, op. cit.

辯 駁

實際にはかゝる理由に依つて、比例代表法に反對するのは今日の政治の實際に就て周到なる省察を缺くからである。

改組各國に於ける小黨分立は

英國は多数代表法を維持して居るが、其二大政黨主義は夙に失はれて居る。

必ずしも本法施行の結果にあらず

白耳義に於ても亦加特力、自由西黨が對立して交つたが、一八九三年普通選挙の實施によつて、新に社會黨、急進黨及基督教徒民主黨の三黨を加へて所謂小黨分立となつた。これは比例代表の行はれる前である。然るに比例代表を實施した結果は、逆に此急進黨及び基督教徒民主黨を滅せしめ、加特力黨、自由黨、社會黨の三黨を鼎立せしめることになつた。Breton, Contre la proportionnelle 獨逸に於ける小黨分立も、之を比例代表の結果なりと考へる事は明かに妥當を缺くものであつて、戦前の獨逸が其多数代表法の下に於て如何に甚だしい小黨分立の状況にあつたかを觀れば直に明白となる。瑞西に於ても亦過去の経験は比例代表法の採用が通常黨派の分立を齎すものでないことを明かにしてゐる。

今日多数の國家は所謂小黨分立の狀態にあつて、其政府

多数の國
が小党分立
の下に聯立
閣を作るは普
通と民衆の
自覚と國
政の複雑な
結果でも
ある

絶對多数
と強固なる
内閣を望む
は伊露露
の如く單一政
党に若くは
なし、恒之は

立憲政治
の否定なり

眞に二大政
党主義を
要望する
は比例
代表の下に
於ても行は
るべし。

は一時的な聯立内閣である事が普通である。然しそれは寧ろ普通選挙に依る選挙権擴張の結果であり、又教育の普及によつて民衆の政治的理解力が發達した爲、個人の経済的又は社會的利益に對する自覚が強くなった結果であり、又國家の仕事が次第に増加し、立法の範圍が廣く、且複雑に付た結果に外ならない。故に此等の國に於て、比例代表法を採用した場合に依然小党分立の状態を維持するとしても、それは社會状態そのものを反映するに止まるのであつて之を比例代表法の罪に帰する事は出来ない。

又若し單一の政黨を以て議會の絶對多数を占め、以て内閣が強固な基礎の上に立つことを確保しやうとするならば、イタリヤ又はロシアに於けるやうな單一政黨主義を採り、全然反對黨の存立を禁欲するに如くはない。一かそれれは立憲政治の

否定であつて、全然民衆の政治上の自由を認めず、民衆を單一政黨の專制的権力の下に壓伏せんとするものである。

強ひて二大政黨主義を維持し、その何れか一が議會の絶對多数を占むるものならぬやうにすること、これと程度を異にしてその本質を同らうする思想であつて、政治上の自由を尊重することとは兩立し難いものである。若し二大政黨主義が眞にその國の事情に適合し、國民が之を要望して居るならば、比例代表法を採用したとしてもその主義が維持せられ得るであらう。國民の要望に反して不合理な選挙制度を採用によつて、無理に大政黨に有利なゲームめやうとするのは、一種の專制政治であつて、それによつて假令絶對多数黨が出来たとしても、それは不自然な偽造の多数であり、決して政局を平穩ならしむる所以でない。

絶對多數
黨の得票
が他の黨派
の合計得
票より少き
が如き矛盾
あり

單一政黨
の絶對多
数は弊害
を多から
ざる危険
あり

比例代表法
は必ずしも
小党分立を
来すとは考
へられず、普
通の結果自
然發展一
たるか、漸定
は困難す

勿論比例代表法は少数黨にもその勢力に比例して議員を
出すことを得せしむる方法であるから、以前の如き多数黨を見
ないことにせらるかも知れない。多数代表法の下に於て、數黨の争
ふ場合、絶對多数黨の得たる投票總数が他の黨派の總て
の投票の合計よりも少ないことがある。比例代表法の下には右の
如き少数投票を基礎とする多数黨は見ることが出来ない。
それは多数政者の假面の下に行はる、少数政者であつて、其自
体不正だったものを比例代表によつて正しい状態に歸するであ
る。それは比例代表法の缺點ではなくて其長所である。
且つ單一政黨が議會の絶對多数を占むることは、必ずしも喜
ぶべき現象とは信ぜられない。それは一面に於て内閣の基礎を強
固せしむると同時に、一面に於て政黨の横暴を助成し、政黨政者
の弊害を甚くからしむる危険なものである。尤んやそれが不自

然り偽造多数に於てもや。

Mc Bain and Rogers, *The new Constitution of Europe.*

江大

翼博士

「比例代表の語」

森口繁治博士

「比例代表法の研究」

美濃部達吉博士

「選舉修正論」

比例代表は小黨分裂の傾向を促がすものであるといふことは、よ
く外國の書物などに載つて居る。それが引寫し函に我が國に傳つて
ゐるのであるが、この点に就ては余は疑を持つてゐる。大体に於ては
和七年七月政友會の選舉法改正委員會に現れた意見の
小黨分裂は比例代表採用必然の結果にあらずして、國情により
決するものなること、小黨分裂も普通選舉制度を認むる以上
は自然的發展にして必ずしもこれを排斥すべきものに非ざること
との意見に共鳴する。そういふやうな場合も考へ得らるるそれと全く

反對の場合も考へ得らる。現に一九一〇年の英國選舉法調査委員會報告の第十九頁にあるやうに、白耳義國で始めて、名簿式を採用したときには、豫斯に反して幾多小黨が消滅したのてある。要するにこれは場合によることであつて、十把一束に断案を下すことが抑も間違つてゐるのである。

藤澤利喜太郎博士 「選舉法の改正と比例代表」

小黨分立と獨裁政治

小黨分立と独裁政治
次に九州帝國大學教授今中次磨氏はその著「現代独裁政治史總論」の中で、比例代表制と小黨分立に付ては何等融れてゐないが、フアツシズム独裁政治發生諸原因の一分子として「小黨分立による政権の動搖」此に「議會及政黨政治の腐敗による立法機能の虚擲」其他を擧げて九の如く述べてゐる。

政権が常に一黨から他黨へ轉移して不斷に動搖を續けて居り、成立せる政権も亦有力なり地盤を得ることが出來ず、従つて内閣の寿命は短く、後継内閣の誼識は常に困難を告げると云ふ様な状態が連續して居ることが結局独裁政治を必要とし、議會政治、立憲政治の運用を不可能ならしむる直接的な原因となつて居る。

然らば何がその人に政権を不安定にするか、それは財政問題、社會問

一三
題、民族問題の解決の困難からくるのであるが、政治的には、先づ小政党の分立を必要としてゐる。独裁政治の國家には、一様に小党分裂の悩みがあり、立憲政治の安定してゐる國家には、これに反して有力なる一政党又は二大政党が政権を動き付き礎の上に擁護して居る。故に小党分立か否かは又その國家の政治的將來をトセしめる一つの條件と考へらるる。

小党の分立それ自体何等弊害はない。けれども小党分立せる政局に於ては、常に一党内閣の成立が妨げられ、協調内閣を餘儀りくさる、協調内閣はこれに参加せる数政党の主張の一致せる範圍と一致せる時期の間に於てのみ存立を許さる、性質のものであるから、力強き政策の實施が妨害され、國家困難の際には、難局を救済する實力を持たないことが多い。かみならず小政党が相集つて政権を掌握せんとし、又は勢力甚しく相伯仲する二大政党又は政党ブロックが互に政権獲得のために相競争するときには、自ら政党全体又は政党員の一部を自己下に誘引せんとする術策が弄せ

らるる結果として、自ら政黨及政黨員の墮落、従つて政界の腐敗、いそは議會政治の眞正なる機能の喪失を持ち來す結果とばらのである。

今日、独裁政治國家の多くは、未だ議會政治そのものが充分に確立してゐなかつた國であり、かゝる國家に於て独裁政治がより容易に可能とせらるるのには、右の理由によるが、この理由は決して單に立憲政治そのもの、發達せざる國家にかみ適用があらうのではなく、既にその充分に發達せる國家に於ても、亦同一事由の發生がその轉覆と可能とする標考へらるる。たゞそれとこれとの間には、その轉覆に難局があらうと云ふに止る。

と述べて、その实例として現在の独裁國家にとり、

イ、イタリヤ

ファツシスト革命前の伊太利の政黨は小党分立に悩み、常に政権の確立を妨げ、内閣は更迭に次ぐに更迭を以て、漸くムツソリーニに依つて、今日の独裁政治を見るに至つた。

小党の分立、政権の動搖、外交問題に對する國民的興奮、この三つの條件が完成して初めて伊太利の独裁政府も亦成立したと云ひ得る。

ロ イスバニア

イスバニアの独裁政府の成立も亦この公式と異なるものはなかった。リベラ独裁政府が一九二三年九月に成立する直前の同國に於ける政界は全く混乱の状態に在り、當時数年間の各内閣の寿命は僅に半年に半々程度しか持つておけい。

ハ ポーランド

一九一八年十一月新ポーランド共和國が成立して以來、一九二六年五月にピルズヰキの政権が成立する迄の間、ポーランドは十六の内閣を送迎して、その平均寿命は約五ヶ月半であった。かかる政局の動搖は小党分立に負ふと云ふことが多い。

ニ ユーゴスラビア

一九二九年一月、ユーゴスラビアの独裁政府の發生に至るまで、同國の政治状態を見れば、その政権は確立して居なかつた。この事實は内閣の短命がこれの上によく現はれておて、一九一八年十二月二十九日初めて内閣が出来てから、一九二九年一月に至る十年二箇月の間に、二十八の内閣が成立して、一内閣の平均寿命は、約四ヶ月三分の一と云ふことに依る。政黨も亦民族的に分裂して居った。

ホ リスアニア

リスアニアに一九二六年以來發現した独裁政府も亦同様に小党分立からくる議會政治の停頓によつて刺戟された。

ヘ 其 他

ポルトガルにも政権の動搖と小党の分立と議會政治の腐敗墮落とが完全に存在して居た。「國際時報」(三ノ廿一)はこの政情を物語

つてゐる。即ち

「一九一〇年十月五日共和制成立以來、内閣の更迭するに四十九回、大統領にして其任期中完全に在職したるもの僅に一人である。最近十八年間に一ヶ月以上繼續せる内閣は僅に三個あるのみ。其他群小政治家によつて組織せられたる内閣に至りては、多くは長きも三ヶ月、短きものに至りては、内閣成立し就任式舉行以前に既に崩壊の運命に會せるものすらあつた。」

以上の如く独裁諸國の实例を示して、独裁政治發現の素因として九の六点を指摘して居る。

一、社會的原因

- イ 戦後に於ける社會経済上の恐慌的狀態
- ロ 社會運動の激化

二、民族的不統一、民族的分裂

- イ 小黨分立による政権の不確立
- ロ 議會廢敗による立法機能の停頓
- ハ 外交問題として現はれて来た民族的不満足

而して政権の不確立に付ては、

政治が比較的よく統一される國家の政治的分裂が少い場合には、政権が比較的鞏固であるから、多少の階級問題や民族問題はたとへ根本的でなくとも、何とか抑圧して社會の秩序を維持して行くことが出来る。然し、政権が薄弱である場合には、それが出来ない。こゝに於てプロレタリア独裁へ行か、ブルジョアジー独裁へ行くか、何れかを選まねばならぬことになるのである。

そこで何者が政権の確立を妨げる素因となつたかと言ふに、表面的に幸
 実として現はれて居るところを見ると、それは小黨の分立と、議會政治の墜
 落である。七つの独裁國家はトルゴを除いて、皆等しく小黨分立の國家で
 あつた。故に政権を把握して徹底的に政策を行ふことの出来る大政黨が
 ない。政権は常に數個の小政黨の協調によつて出来あがる協調内閣に
 よつて把握される。そこで政権が常に不安定であり、一つの内閣の寿命が非常に
 短いと同時に後継内閣はいつも組織難に陥る。此等の國家の政治は、議會解散
 總選舉、後継内閣と云つた過程の反覆で殆んど政策の改善及び実施には手を触れ
 る暇がない状態であつた。

かう政治過程は議會を墜落せしむる外に殆んど何の效果もない。
 先づ協調内閣は政治家の権徳を誘惑し、政治家の個人的墜
 落の一原因となり、解散と總選舉を反覆し、議會は内閣に對し
 て不信任案を決議すること、常に主要な議事とする様になり

議會本來の機能は全然顧みられないことになり、政治家は全く其の存
 在意義を失つてしまふことになり。政治家はかくして益々墜落し、社會は
 益々議會政治に反感を持つ様になり。

かうの場合に或る内閣が、國家的不名誉と考へられる様な外交
 問題を作り、國民の民族的確信を傷ける様な場合には、又内閣、反
 政府の國民運動を起す為、最も適當な情況が備はるることになる。

斯様な條件の全部が完備したとき、独裁政治が最も著しい形式で
 現はれ、その程度と内容とに基つてまた独裁政治發現の緩嚴に影
 響がある。

と結んであり。

今中次啓氏著 「現代独裁政治史總説」

伊国ロス
コ法相の小
党分立に
関する意
見

又ミルラン編著「伊太利の実態」(What is Fascism and Why? Edited by Tommaso Sillani) 中の一編に
伊太利司法大臣アルフレド・ロスコ著の「伊太利國家組織の変
更」(The Transformation of the State, by Alfredo Rosco, Minister
of Justice) がある。其の一節で比例代表と小党分立に付て次の如
き意味を述べてゐる。

長年に亘る憲政の運用は常に民選議會により大なる権
力を與へ、憲法の性質を変へてしまつた。議會内に於て比較
的性質を等しくする大多數者があつた間は、此の制度も善か
悪か、運轉さした。併し選挙制度に比例代表制度を輕
卒に採用した為、最早如何なる政党も多數を占め、難く

なり、其の危機は救ひ難いものになつた。議會は小政黨の
集合となり、内閣も亦少數黨の提携とからざるを得なくなり、
各政黨を代表して入閣した各大臣は自己の主張と自黨の
命令とに基いて、行動したから、最早政府は一人の首相の下に
ある組織的、統一の單位なりとする概念は完全に失はれ
た。ニルでは政府が全く無能力になり、これは避け難い譯であ
る。

政府の統一はファツシズムによつて從來とは異つた基礎の上に
改組され、遂に效果的且つ完全なものになつた。

實際に於て少数者の意見は国家として望みからさるものあり

三、比例代表法が各種の意見及利益を議會に反映し、常に少数者の良き意見が議會に代表せらる、如く豫想し居るも、實際に於ては國家としては望みからさる少数意見も——例へば無政府主義者の如き——も代表せらるることも考へなければならぬ。

A Fouille, La Propriété sociale et la démocratie.

Willy. Die Minoritätenvertretung, Politische Jahrbuch

der schweizerischen Eidgenossenschaft.

又比例代表法は徳人の代表者と議會に送ると云ふのであるから、低級の代表者も選出せらるること、然るが、かゝる必要はないのである。

Canon, Laws and custom of the Constitution.

Rechtslehre, Das system der Proportionalwahl im

Schwedens Jahrbuch für Gesetzgebung,

Verwaltung und Volkswirtschaft.

辯駁

此種の反對は選舉の實際を殆んど無視した議論であると言はなければならぬ。蓋し比例代表法に於ても、選舉の中

此は選舉の實際を無視たる説なり

普選施行
せる以上、各
種の意見
も代表せむ
るは當然

心を持たずものは常に政黨であり、且何れの候補者も一定の當
選標準数に達しなければ當選しない。論者は此政黨の立て
た候補者が一定の政見を有ち、組織的に競争するに對して
つまらない候補者が好まからざる意見をもって立つた場合に
尚且一定の數に達する投票を得ることが出来るかと考へるであ
らうが、比例代表法の下に於て、紙屑屋の代表者、酔漢の
代表者と云ふやうな社會の總ゆる代表者が選出されるもの、
如き考へは、人間の性質と選挙の實際とを餘り無視した
議論である。

君主國に於て共和黨員が選出せられ、民主國に於て、過
激共產黨員、無政府黨員が選出せらるゝことは有り得る。然
し普通選挙を認め、如何なる思想を問はず、一様に徳々の公
民に選挙権を與へる以上、現代に於てかゝる黨派の成立は當

なり

然に豫想せらるゝのである。此の種の危険は普通選挙の採用
せられたる際に既に豫想せられ、是認せられたものであり、右の如き
所謂危険なる分子にも議會に其代表者を有せしめる方が、却
つて國家のために安全であり利益であると解したものと見るべきである。
民主的政治を是認する以上、此等の自由と絶對的に繋める
と云ふことは到底行ひ得ない。故に社會に於ける此等の部分にも
寧ろ其代表者を議會に送る途を與へ危険を、かゝる分子と
して政黨に變化せしめた方が國家の爲に實際的に遙に安全と
云へる。

森口繁治博士 比例代表の研究

四、比例代表法は各種の意見又は利益の代表者が選挙せらるゝと云ふ

比例代表に
よるも、各
種の意見
が比例的に
議會に反
映するもの
にあらず

比例代表に
より各種の
意見と議
會に代表
せしむるは
詭弁なり

議會は國
民の自由意
思の縮図に
なり。比例代
表により之を
描くと云ふも
可能なり

黨派別得
票が数字
的に當選
者の数に比
例せしむる
と云ふ理由

事實は、此方法を採用しても、比例的に議會には各種の意見又は
利益が反映せらるるものでない。此方法によつて議會に各種の意見又
は利益を反映せしめやると云ふのは、一種のイリエーションに過ぎない。
只漠然と政黨の勢力に比例して議員が選出せらるるに過ぎない。

Breton, Contre la Proportionnelle.

又代議政治の下に於て一般にフレンドラムの行はれない限り、一衆法期
間中には各黨派共に豫見なかつた問題も發生するであらう。
問題によつては選舉後、選舉人の意思が変つたと考へべき問題も
發生する。従つて比例代表法に依つて各種の意見と議會に代表せ
しめ、之に依つて政治を行ふは一種の詭辯に過ぎない。

*Handin, La question de la représentation
proportionnelle en Angleterre.*

代議政治は國民の自由意思の有りのままに其の分量に應じて数的
に議會に反映せしめ、南めて議會政治の眞價が發揮せらる。議會
は國民の自由意思の分布の縮図でなければならぬ。比例代表法は此
目的を達する爲の手段である。と説くも幾千萬人より成る國民の自由
意思、そのありのままの縮図、それは霏々然々混沌朦朧漢々たる雲霧の
如きものである。

又黨派別得票数が當選者の数に比例すると云ふことが、数字的に唯
物的に杓子定規的にきちんと行はなくてはならないといふやうな理屈
はどこにもない。

藤澤利喜太郎博士 「總選舉讀本」

辯駁

此種の反對論には確に一面の眞理がある。比例代表法に

此批難は
代議政者
の欠点なり
独り比例代
表法の欠
点ならず

比例代表は
公民の意思
と比較的
良く反映せ
しむ

よつて、必ずしも公民の總ての意思が常に正確に議會に反
映されるものとは考へられぬ。且一立法期間中に勿論選挙
に當つて問題とせられかけた種々なる問題が發生するであらうし、
選挙民の意思が選挙の當時と必ずしも同様でないことも起り
得るであらうから、單に比例選挙によつて選まれたと云ふことだけから
政者が常に公民の意思に従つて居るとは云へないこともあ
る。併し此種の缺點は代議政者そのもの、缺點であつて、特に
比例代表法の、衡らす缺點では決してない。従つて假に比例代表
法を捨て、多数代表法を採用するところ、此種の缺點
を補正することが出来るものとは考へられぬ。恐らく此缺點を無
くする為には、論者の認むる如く、レフエレンダムの制度を用ゐる
より外はないであらう。然るに此の種の別の制度を用ひずして、併
も民主的理想に従ひ、選挙によつて表示せらるる公民の意思を

成るべく良く反映する議會を作るとすれば、恐らく比例代表法
が最も理想的の方法であると謂はざるを得ない。

森口繁治博士 「比例代表法の研究」

名簿式は
憲法第三
十五條に違
反す

五、比例代表法名簿式、選挙人として政黨に投票せしむる制度は我
國憲法に違反す。

憲法第三十五條には衆議院が公選の議員を以て組織することを明記
して居る。即衆議院議員が國民の公選に係る者でなければならぬこと
は憲法の要求する處である。若し人の選定が一に各政黨に委ねられ、
國民が自ら人を選定することを得ないものとするれば、議員が國民の公
選に係るものとは謂ひ得ない。

慶應義塾大學教授山崎又次郎 「比例代表法と多数本位代表法」

此批難は
無競争
當選制度
も同一なる
べし

現行無授
票制度採
用の理由
と同一

辯駁

此の如き非難は、現行選挙法に於ける無競争當選の制度に對しても、或る一部から加へられた。無競争當選の場合には、國民の投票は全く行はれず、立候補の届出を爲した者が、ま、直ちに當選者となるのであるから、それは國民の公選に係るものと謂ひ難いと謂ふ。

併し苟も立候補届出の制を認め、その届出を爲したものでなければ當選者たり得ないものとする以上は、その届出を爲した者が定員数と超過しない場合には、假令投票を行ったとしても、その届出を爲した候補者のみが當選することは當然であるから、その投票を爲すことは全く無用の手續であつて、結果に於ては差異のある筈理由なく、隨つて此場合は投票を爲さずとも、選挙人が暗然

に各候補者の當選を承認したものと認むべきであり、憲法の「公選」と云ふ文字に抵触するものではないといふ理由を以て、此の如き非難が一蹴せられたるは至當と謂ふべきである。

各筆式比例代表法に對する憲法違反の非難も亦之と類を同じくするものである。選挙人が人に投票せずして政黨に投票すると言つても、各政黨から豫め候補者名簿を提出して之を公示し、選挙人は之等の名簿を点検してその何れか一に投票するのであるから、政黨に投票することは即ちその政黨を提出した名簿に投票することであり、隨つてその名簿に列記せられた候補者は等しく國民によつて公選せられたことであることを失はない。無投票當選の場合をすらも、尚公選せられた者と謂ひ得るならば、一層強い理由を以て、各筆投票による當選も、尚國民の公選に係る者と謂ひ得べきことは勿論でなければならぬ。

時期尚早 六比例代表法採用は時期尚早なり
論

歐洲大戰以來、吾界の各國に於て比例代表法が盛に論議せられ、又既に之を採用したる諸國も多々ある。それは何に基因するか、それは全く大戰後著しく政治的に進出り來りたる労働黨殊に社會黨の擡頭、其結果一選挙区内に於て、既成政黨の候補者と之と全然相容れない新興政黨の候補者との間に行はれる競争即ち所謂「三角的競争」が激増したる結果である。比例代表法が採用せられたのは主として此の如き問題を解決せんが爲であつたのである。我國に於て比例代表法を云々して居る者の間には此点が正確に了解せられてゐないやうである。

三大政黨と
全く相容れ
ざる第三黨
出現、大
政黨とける
逆日本法
採用の必要
なり

我國の政治的狀態は、依然として三大政黨の對立を以て原則として居る。かくの如き我國の政治的狀態に於て、三個の相容れない獨立したる政黨が現出しない以上、未だ比例代表法なるものを採用すべき必要がないと思惟する。換言すれば今日の無産黨なるものが、更に更に發達して全國的なる一大政黨となつて、二大既成政黨に對立するに至らない以上は未だ其の必要がないと思惟する。

慶應義塾大學教授山崎又次郎 「比例代表法と多数本位代表法」

實際上の論点

必ずしも比
例制に代
表せらるす

一、比例代表法を適用した結果が必ずしも比例代表法の賛成者の云
ふが如く比例制でない。従って従來の選挙方法を改めて近比例代表法
を採用する必要はない。

Breton, Contre la Proportionnelle.

辯駁

此非難は從來白耳義、獨逸、瑞西等に於て *Wahlrecht* 法又
は *Magenbuch-Bischoff* 法に於て比例選挙を行った結果に
就て謂へば或る程度迄眞実である。

然し乍ら之を他の選挙制度に比して比例制の精確と云ふ点から
見れば、到底比例代表法と比較には及ばない。比例代表法が

①
他の選挙制
度より比

これ以上に精確なる結果を齎す方法を發見することは不可能である。と考へるは早計に失する。改善を加へたる方法を適用するにせば、一層精確なる結果を得ることは困難ではない。

② 結果が數學的に精確に比例するならば、理由として反對するは不當なり

比例代表法に反感を有する人々は、比例代表法適用の結果が數學的に精確に比例的にたることを要求し、現に行はる、比例代表法が必ずしも精確に比例的でないことを理由として、比例代表法の採用に反對するの明かに不當であつて、此等の人口は比例代表法による選挙の結果が必ずしも數學的に精確に比例的でないことを指摘して反對するけれども、此等の人口が尚維持せんと欲する他の選挙方法によつてすれば、その選挙の結果は、一般的に謂へば一層不精確である。然るに此關係を忘れて、單に僅かに數學的に精確に比例的でない部分のありことを指摘して、比例代表法の採用に反對するは賛成出來ない。

森口繁治博士 「比例代表法の研究」

比例代表法を得る目的に反對

二、比例代表法が比例的なる結果を得ることを目的とするに反對する。

比例代表法が正確に投票に比例して議員を送出せることを目的とするのは要するに投票が、選挙人が正當なる意思を完全に表示するものなることと前提とするものである。然るに實際には選挙人の投票は種々の理由又は動機に基くものであつて、必ずしも政治上の確信を正しく表示するものでないことは経験上明かなることである。従つて此投票に正確に數學的に比例して議員を送出せしむると云ふ方法に大なる意義を認めることは出來ない。

Chancellor, Proportional Representation

辯駁

此議論は
議會政者
を否認す
るに非ざる

此主張にも一面の眞理を含むことは存みかたない。併しかう云ふ議論を許すならば、それは結局議會政者そのものを否認することになり、ゆるを得ない。選舉人が必ずしも正確に其政治上の確信に基いて投票しないことは事實であり、従つて公民の意思が必ずしも正確に投票によつて示される場合もある。併し今日の議會政者は公民の意思が投票によつて表示せられることを前提として運用せられて居るものであり、殊に人民投票制度を認めない國に於ては、公民の選舉に際しては投票に於てのみ其政治上の意思を直接に政治的に表示する機會を有つと考へられるのである。又實際今日では正當なる選舉人の多数は次第に此の觀念の下に政見本位の選舉を行ふやうになつたことも否定し得ない事實である。唯今尚

議員と選
挙人の連
絡を以て又
選擇の自由
を害す

情實其他の關係から投票する不純なる選舉もあるが爲、選舉は實際に必ずしも理想通りに行はれないが、併し之を理由に議會政者と否認して一層不合理なる政治に歸すると云ふ立論は許さない。それと同様に比例選舉の場合に於ても、選舉が實際的に必ずしも理論通りに行かないと云ふ事實から、不完全なる制度を維持しなげればならぬと云ふ理由はない。

森口繁治博士 「比例代表法の研究」

三、比例代表法の適用の結果は議員と選舉人との連絡を弱くし、又名筈式に於ては、選舉人の候補者選擇の自由を害するものである。

Barnes, op. cit.
Bathelmy, op. cit.

Thompson, op. cit.
藤澤利喜太郎博士

比例代表を行ふためには必ず大選舉區制度を採用することを必要とするのでありから、小選挙區制度に比して選挙人と選挙區の連絡を弱くする。殊に名簿式比例代表法を行ふ場合に於ては、政黨が作成したる投票名簿を基礎として之に投票し、候補者當選の順位も亦通常名簿上の順位に依ることになるから、一層議員と選挙人と連絡を弱くし、選挙人の候補者選擇の自由を害する。

又比例代表法は甲から乙へと移譲されるので、選挙人は自分、投票が果して誰の當選に役立ったか知る由もない。選挙人は自分の選んだ人をはっきり意識し、選挙人は選挙に熱心になるが、自分の投票によって當選したものは不明であると言ふのは、弊ひ選挙に無関心になり、従つて棄権の増加するの自然の結果と言はざるを得ない。

辯 駁

比例選挙を行ふためには必ず大選舉區採用を原則とする。此制度の下に於ては、之を小選挙區制度の場合に比較すれば議員と選挙人との關係が多少疎遠になることは事實である。併しそれは大選舉區制度と小選挙區制度との利害得失問題で直接比例代表法そのもの、結果の良否と云ふ問題とは無關係である。

小選挙區制度に於ては、選挙人が候補者の人物性格を知らず投票し得る利益と他方に於て地方的名譽と有する候補者當選の場、反對に尊重すべき政治家の落選する機會が比較的多くなる缺點がある。又地方の事情に通ずる人物の選出せらるる結果、地方的利益は良く代表せらるるも、一般の利益が

区制の問題で法の良否にあらず

犠牲に供せらる、短所もある。代議士の選挙は國家の機關、選定であるから、地方の人物よりも全國的人物を選定することを主眼とせねばならぬ。

比例代表法による大選挙區制度を採用することによって、其地方的利益が全く無視せらる、とは考へられぬ。一小局部的な利益は代表せられぬかも知れぬが、適當なる地方的利益は代表せられ、却つて選挙の目的に適合すると云ひ得る。

又選挙人の候補者選擇の自由を害すると言ふならば、指名投票のみして、各黨派の候補者名簿が得たる其指名投票の總数を各黨派の得たる投票總数として、此總数を基礎として、黨派の内部に於ては、指名投票の多数を得たるものから順次當選せしめればよい。

名簿投票を認めるとしても、選挙人を無視する制度と考へる必要はない。却つて反對に一の高潔なる品位ある投票方法であると云へる。蓋し此制度の下に行はる、選挙戦は、之を候補者の立場から言へば、自己の爲に投票を哀願するのではなくて、黨に對する投票を要求することにほからであり、選挙人の立場から云へば、或る政治理想又は或る政見に對し、賛否を表示するものと解するこゝが出来り。

森口繁若博士 「比例代表法」の研究

比例代表法に於れば大凡自分等同志に投票したる所を知り得べく、選挙人側にも同一主義の人口に投票すべきを以て自分等の代表者なることの觀念も強し譯であり、詰合が必ずしも緩くは、計りてなく自ら主義主張の代表者たることが、闡明せられて隨つて代表の本旨に副ふものである。

江木 翼博士 「比例代表」の語

手続複雑に過ぐ

四 比例代表法は選挙手續が複雑である。

Esmein, Elements.

Meyer, Parlamentarische Wahlrecht.

Cahn, Das Verhältnisswahlsystem.

Humphreys, op. cit.

單記移讓法は禮讃者が誇張する程簡單なるものではない。実際に採用する段に於れば困難があつて物知りか、所役場の吏員は比例代表の計算すら分らぬ程度。無知蒙昧の輩でないと言つて得々たるを裏書し得る程に簡單ではない。

藤澤利喜太郎博士 「總選挙讀本」

辯 駁

それは研究しない人の説である。少くも研究した人なら直ちに理解が出来り。たゞ時間的事は長い間問題であつた。ヘーアが策出した當時は長き日子を開票後當選確定までに要した。その後改められて多くの時間を要するものではないことが確められた。

江木 翼博士 「比例代表の話」

各國が比例代表法を採用するに躊躇した一つの重要な理由も此点にあつたと解されてゐるが、併し今日に於ては既に多数の國が之を實行し、その結果は多少其手續に複雑にすると云ふことはあるにても、反對者の主張もか如き重大なる不便を齎すものでないことを充分に証明した。

加之、比例選挙に於て、其手續が複雑に於けるは選挙人に於

開票後當選確定迄時間を要するのみ

手續複雑は選挙保

時間も一日
又は二日に
すぎず

選挙の公正
なる結果
を得るには
多少の労力
と時間とを
要するは非難
すべきにあ
らず

てではなくして選挙官が當選者を決定する為に行ふ手續が複
雑になると云ふに過ぎない。

併し其手續も一般に豫想心せらる如く複雑ではなく、白耳
義の如き相當の大國家に於ても通常一日を遅延せしめるに
過ぎない。尤も單記移讓式に拠るとすれば其手續が複雑
であるだけ、名簿式比例代表法に比して其時間を多くするこ
とは否まれないが、大体六七萬程度、投票があるとするれば、其
當選者の公表は恐らく投票期日後二日を経なければ、なし
得ないであらうと謂はれる。

選挙の手續を成るべく簡單にし、選挙官の労を省き、又當選
の結果の發表を迅速にすると言ふことも希望すべきことには相
違ないが、選挙の公正なる結果を得るが為には其公表を單
に数日間遅延せしめ、少数の選挙官に多少の労力を賞とし

らず

めると云ふが如きことは別に非難すべきことではない。此等の儘少
なる人口の労を省かぬ結果の公表が僅に数日間遅延すること
を避けんが為には不正なる選挙の結果をも甘受しなければなら
ぬと言ふ人があるとするれば其人の正常なる常識を疑はねばならぬ。

森口繁治博士 「比例代表法の研究」

選挙費の
増加と未
了

五、比例代表法を行ふ為には必ず大選挙區制を採用するを必要とする。
その結果選挙費用を増加する。

Chancellor, *op. cit.*

Thompson, *op. cit.*

藤澤利喜太郎博士 「選挙法の改正と比例代表」

辯駁

この非難も比例代表そのものに對する非難と云ふよりも、大選
舉區制度に對する非難である。

選舉區の大小が必ずしも、選舉費用の多少と正比例しないのみ
ではなく、小選舉區制度の下に於ては、小區域に於て、率ふため、
却つて買収の効果を多くし、選舉費用を増加せしめる傾向
さへ見える。加之比例選舉は黨派を中心として行はれ、個人
本位の選舉に於けるが如く候補者が特に自己を當選せしめ
る爲に用ゐるが如き費用は殆んど不必要になる筈であるから
此關係から却つて選舉費用を減少する結果に於らぬばなら
ぬ。

森口繁若博士 「比例代表法の研究」

區制の問題
より更に大
選舉區とす
るも必ずし
も費用を
増加せず

選舉費は
却つて減少
すべし

從來、如く候補者が個人として運動する必要は全く無くなり
集團的勢力を以て運動するのであるから、同一黨派に属する
者は相聯合して其運動を共同にし、各選舉人が發送する推
薦状なども、同一黨派に属する数人、候補者が連名で發する
ことが出来る。その結果從來は一人の負擔であった選舉費用
だけを以て数人の共同の費用を充たして餘りあることになること
は、當然期待し得べき所である。

美濃部達吉博士

六比例代表法は補欠選舉を行ふに困難であり、これを
行けぬものがある。此れは代議の本義に於るものである。

補欠選舉
の困難、及
補欠選舉
は比例代表
法に於らず
多數主義

Chancellor,

による外は

区制に對する問題なり。補充議員を設くるも可なり。

Humphreys.

辯駁

ニルモ比例代表法に對するものより大選舉區制度に對する非難である。例へば補欠選舉の場合に勿論 通常比例代表法によることは出來ないのであつて、多数代表法による外はない。併し其不便は大區域に亘つて選舉を行ふと云ふ点に存するのであるから、一般に大選舉區制度が有する不便と同一である。然るに補欠選舉が現在の英國に於ける如く特に重要な意味を以て考へらるゝ場合に於ては、其補欠選舉が比較的大區域に亘つて行はると云ふ不便は忍んでも、有意義に補欠選舉を行ふことが別に非難すべきことではないと思ふ。併

し補欠選舉を主として議會に於ける空席を補充するたために行ひ、特に重要な意味を之に附與しないと言ふやうな國に於ては、空席を生ずる毎に補欠選舉を行ふ代りに、多数の立法例に見るが如く、一選舉區に二名以上の空席を生ずるを以て初めて補欠選舉を行つても宜いし、又白耳義の如く豫め補充議員を送出してあいて、此補充議員に空席を補充したるても宜い。

森口繁治博士

「比例代表法の研究」

英國の補欠選舉と精神が異なる故、停止するもす

英國に於ては補欠選舉を以て輿論の轉換を指示する一つの「バロメーター」として特に重んぜられてゐる。然るに我國其他多くの國に於て補欠選舉は英國式の形を示してゐないものが多い。輿論の歸向とは交渉が深くない、而して多くの場合に於て、一人に過ぎるも二人足らざるも政黨の清長政變、動搖の大勢には關

係がない。故に定員の半数及ひそれ以上を欠くに至った場合に初めて補欠選挙を行ふことにしたいと思ふ。畢竟便宜の規定に外ならない。弊と不便と功用と便宜と較量すれば断然廢してもいいと思ふが然しやるとするからこの程度にしておいて適當と信ずる。

江木 翼博士 「比例代表の語」

棄権率増加す
七、比例代表法は選挙人をして選挙に無関心にして棄権を増加する。

Thaddeus, op. cit.

辯 駁

棄権者増加の憂ひ
従来瑞西の各州、ハンブルグ、オランダ等に於て、比例代表法に依つて選挙を行った結果は却つて棄権者の割合を著しく減少した事実を示し居る。又自耳義に於て棄権者の割合が現に驚くべき少数であると云ふことも一般に知られて居る。故に比例代表法を適用することが選挙人をして選挙に無関心ならぬ、又棄権者も多くすると云ふ非難は全く當らない。

森口繁若博士 「比例代表法の研究」

政党の分野を固定せしめ政界を純帯せしめ
八、比例代表法は政党の分野を固定せしめ政界を純帯せしめる。

と沈滞す

自国の例は
多数代表
法の下にても
同一の結果
と来すべし

Bretton, op. cit.
Bathilenny, op. cit.

辯 駁

この非難は白耳義に於て加特力黨が永く多数を維持し
て居た爲に主張せられた説であるが、それは多数代表法の下に於て
も、此國に於ては、永く加特力黨が多数を維持し來た歴史を忘れ
た非難であると云ひ得るのであらう。且一九一九年以後加特力黨は遂
に其多数を失つたのでありから、現在に於ては此非難を加へる餘地
はない筈である。

森口繁治博士 「比例代表法の研究」

政党幹部
専横の事

九比例代表法は政党幹部に多大の力を與へ無名の士を候補に擧
ぐる等情弊が多い。

辯 駁

政党幹部
の専横は
選挙人を拘
束し得ざる
結果と来
す

事實は之に反する。政黨の幹部が無闇に力を揮つて何處の
馬の骨かわからぬ人を候補に加へ先づ劈頭に知名の士を掲げ、
所謂羊頭を挂りて狗肉を售るといふが如きことを爲した時に
其政黨は必ず破れるのである。如何に比例代表法は團體的
選挙競争が行はれ、團體主義主張によつて行はれて所謂個人
的運動個人の競争がないにても、其競争團體は精兵の集
團ならざるは矢張り敗れるのが普通である。殊に單記移讓式
に於ればかかる馬骨は選挙人の方で遠慮はりに除外すること
が出来り、決して政黨幹部の専横が選挙人を拘束し得るも

のではないのみならず尤様なことは其派によりて頗る不利なることであるから、政黨幹部自らかゝる情弊に陥るいはれぬ。又候補者名簿を決定するには多くの委員から成る候補者推薦會の議を経る例が多く、一二幹部が勝手氣儘に細工するものではない。

江木 翼博士 「比例代表の詭」

政黨を破壊し院内團體の間に政治取引を發生せしめ齟齬を来す

一、比例代表は政黨政治を破壊し、院内團體樹立の勢を成さしめるものである。従つて小選挙區につきもつたる選挙區に於ける不道徳なる投票取引は比例代表にはないが、この悪習は議院内に入り、院内團體の間に政治取引が行はれるやうにする。この悪習は選挙の齟齬をも恐るべきものである。

辯駁

英國等に於ける事實を見ても其虞可

この説は英國で唱へられておるが、比例代表法を施行した國の實際と事實に於て大變に違つた説である。古くから比例代表を行つて居る處で決して政黨政治が破壊されておる例はない。院内團體の取引せるものは何等主義主張を有せぬ代議士の集團なる場合に於てのみ行はれるべきであるが、かくの如き主張のない殊に選挙の題目と成つてゐる問題につき主張のないやうなことで當選して議院に入ることは今日では何れの國でも大々敷いことである。既に選挙に於て主張を明かにして居る者が院内に於て反對主張の政府に買収せらるゝと言ふことは先づ難いことである。餘程政弊の嵩じた時にのみ見る情状である。かくの如きは比例代表制の下に限つたことではないことは申すまでもない。

二比例代表中名簿式を徹底的に排斥すべし。

名簿式は選挙の自由公正を害す故に断然排斥すべし

比例代表名簿式は「選挙の自由公正」の精神に背馳するものである。政黨が勝手に作った候補者名簿に是非も投票せよと強ふる名簿式、情実纏綿朋黨比周の弊特に酷きものありとの非難ある政黨の地方の組織、主としてそう云ふ地方の組織の裁量によつて所かもそこには直接間接に不正不當の選挙費用か嵩む可能性の附随する経路によつて作られた候補者名簿に必ず投票せよとする名簿式、人材人格者の政界進出を阻止し、送出議員の素質を悪くし、所かもじりじり悪くし、選挙の自由を束縛し、選挙の公正を害ふ名簿式、そういう不都合な名簿式

を採用するといふが如き考が我國に於て今尚無くならないのは眞に不可解の現象である。

藤澤利喜太郎博士 「選挙法の改正と比例代表」

代議政治は政黨に依らなくては行かない。代議政治の進歩は政黨の向上發達に俟たなければならぬ。政黨の發達は政黨が人物人材を吸収する作用を間断なく行ふにある。故に固定停滞せる政黨觀念を根底とせる名簿式、如きは排斥すべきである。人に投票すれば人物人材に投票が集積するは自然の理である。斯くて人物人材が政黨に集つて政黨が不斷に改善される。人に投票すると言ふことは代議政治の根本義でなければならぬ。一步を譲つて名簿式を採用するといへば、名簿式は黨派に投票するものだから故にその黨派がらものは多少の恒久性を有することゝが先決問題である。現在我國の政黨の如く離合集散の恒ならずして如何にも浮動性

に當みたるものに付ては黨派に投票するは意味を為さぬ。
藤澤利喜太郎博士 一 總選舉讀本



群馬県立図書館



0706376-1